

自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、面会交通・一時帰宅費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分及び平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- ① 避難費用（交通費）
- ② 避難費用（宿泊費）
- ③ 避難費用（引越費）
- ④ 避難費用（面会交通・一時帰宅費）
- ⑤ 生活費増加費用（家財道具購入費）
- ⑥ 生活費増加費用（住居費）
- ⑦ 生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）
- ⑧ 生活費増加費用（野菜購入費）
- ⑨ 生活費増加費用（通学用品購入費）
- ⑩ 就労不能損害（申立人X1分）
- ⑪ 検査費用（交通費含む）
- ⑫ 精神的損害
- ⑬ 避難雑費

期 間

- ①から⑪まで：本件事故発生日から平成24年12月末日まで
⑫：本件事故発生日から平成23年12月末日まで
⑬：平成24年1月1日から平成24年12月末日まで

2 和解金額

被申立人は、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金4,341,138円の支払義務があることを確認する。

(内訳)

① 避難費用 (交通費)	52,000円
② 避難費用 (宿泊費)	5,250円
③ 避難費用 (引越費)	80,000円
④ 避難費用 (面会交通・一時帰宅費)	559,334円
⑤ 生活費増加費用 (家財道具購入費)	300,000円
⑥ 生活費増加費用 (住居費)	5,400円
⑦ 生活費増加費用 (二重生活に伴う増加分)	900,000円
⑧ 生活費増加費用 (野菜購入費)	143,000円
⑨ 生活費増加費用 (通学用品購入費)	13,142円
⑩ 就労不能損害 (申立人X1分)	1,181,512円
⑪ 検査費用 (交通費含む)	61,500円
⑫ 精神的損害	560,000円
⑬ 避難雑費	480,000円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金1,520,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項①, ②, ③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩及び⑪の損害項目 (ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名 (記名) 押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月19日

(仲介委員 尾野恭史)